労働者協同組合法の早期制定を求める意見書

我が国では、少子・高齢化により生産年齢人口が減少しており、地域のさまざまな場面、とりわけ営利企業の参入が期待しづらい分野において、労働力の不足や事業の継続性などが大きな課題となっています。また、年齢や性別を問わず、各自のライフスタイルを尊重した働き方へのニーズが高まっています。

こうした状況の中、自分らしい主体的な働き方の実現、多様な就労機会の創出、さらに、就労による地域課題の解決に向け、出資と労働が一体となった協同労働に関する新たな法人制度を求める声が高まっています。協同労働の法制化については、以前から超党派の議員連盟により議論が行われてきましたが、実現には至っていません。 先ごろ、与党協同労働の法制化に関するワーキングチームが、諸問題を整理の上、労働者協同組合法案(仮称)骨子を取りまとめ、改めて議論が行われているところです。

組合に参画する全ての者が出資をして組合員となり、みずから運営にも参加し、介護や子育で等の多様な地域ニーズに応じた事業に取り組むという非営利の法人形態は、今日まで存在していません。我が国では個別分野ごとに協同組合制度が整備されてきた経緯があり、農業協同組合のような事業主のための協同組合、生活協同組合のような消費者のための協同組合はありますが、労働者のための協同組合がないことから、新たな法人制度を創設する必要があります。

よって、国会及び政府は、地方創生や一人一人が活躍できる社会の実現のため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

- 1. 出資と労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利法人である労働者協同組合の設立を可能とするため、労働者協同組合法を早期に制定すること。
- 2. 簡便な手続で労働者協同組合を設立できるようにするため、同組合の設立は準則主義によること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。 令和元年6月27日

枚方市議会議長 前 田 富 枝

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

厚生労働大臣